

公益社団法人浜松西法人会

2024年度(令和6年度) 税制改正要望事項

第一 総論

1. はじめに

令和5年度税制改正においては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしている。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を設けるほか、国際合意に沿ってグローバル・ミニマム課税を導入することとしている。資産課税では次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築することとしている。このほか、法人課税や車体課税の見直し、インボイス制度の円滑な実施に向けた改正なども行うこととしている。

新型コロナウイルス感染症への対応も「ウィズコロナ」と呼ばれるウイルスとの共生段階に入ったものの、コロナ対策財源についてはこれからの課題となっている。さらに、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した安全保障問題は防衛費の大幅増額を避けられないものとし、喫緊の課題である少子化対策としてのこども関連予算倍増も必要不可欠な課題である。これらの予算の増大と財政健全化をどう両立させるのか。これまで想定していなかった大規模な財政需要であり、財政健全化目標とどう両立させるのか注視せざるを得ない。

当税制改正要望では、ウィズコロナも見据えた日本経済の再生を目指し、「経済活性化と中小企業対策」「歳出・歳入の一体的改革による財政健全化」を中心に、時代の要請に沿った税制であるかどうかの検討を行い、包括的な見直しを提言していくものである。

2. 経済活性化と中小企業対策

- (1) 「事業承継税制」については、中小企業の円滑な事業継続の観点から、非上場株式とともに、事業用資産を一般資産と切り離して、相続税の課税対象となる財産から除外した本格的な事業承継税制を法制化することを強く要望する。新型コロナウイルス感染症の影響や後継者難により将来への投資に踏み切れず、戦略が立てられないこと等による「休廃業」件数が高水準で推移している。親族への承継のみならず、従業員や外部人材による企業存続に実効性のある施策を要望する。
- (2) 働き方やライフコースの多様化等に伴い、人生100年時代に対応するための環境整備における税制の構築が求められているが、現状給与については、源泉徴収義務者である企業が年末調整によって雇用者の課税を完結している。今後は、給与と年金受給による高齢者が増加する傾向にあるため、「マイナンバーカードによる社会保障制度」と税制の制度設計のうち、給与・年金に係る所得については、給与所得控除・公的年金控除・所得控除の一元的な見直しとともに簡素な税制により、確定申告を要さない仕組みの構築を強く要望する。
- (3) 積極的な賃上げ等を促すための措置が拡充され、申請手続きも簡素化されたが、厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、令和3年度は平成17年度に比べ、実質賃金指数は約11%減少しており、先進国の中で伸び悩んでいるのはわが国のみとなっている。グローバルで戦ううえで優秀な人材を確保するためには、各国に引けを取らない賃金水準にする必要がある。企業の責務である

「社員の生活基盤の安定性確保」を果たすため、及び本件の税額控除率加算を有効に活用するためにも、あらゆる広報・施策を通じて利用率向上を促すべきである。

また、「国民生活基礎調査」によると、「18歳未満子どもの貧困率」は令和元年度13.5%と、7人に1人以上が貧困状態にあるとされる。すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会となるよう、保育費用の補助、学校給食・医療費の無償化、奨学金を含めた教育や生活等における経済的支援の強化を要望する。

- (4) 資産の移転の時期にかかわらず、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となるよう「相続・贈与に関する税制」の見直しが検討されているが、次世代への早期の資産移転によってその資産が有効活用されれば、経済社会の活性化につながることは論を俟たない。

その施策として、「住宅取得等資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の期間の延長及び拡充を強く要望するとともに、「教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」については令和5年度税制改正において期間が延長されたが、その内容について更なる拡充を要望する。

- (5) 令和5年に導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、制度そのものの周知、相談指導体制の強化、事務的な負担増等の軽減措置を更に検討し、また引き続き小規模事業者へも配慮し、インボイス制度の円滑な実施に向けた十分きめ細やかな対応を強く要望する。
- (6) 電子帳簿等保存制度について、令和4年度税制改正において2年間の猶予措置が与えられたが、現状の制度では中小企業者にとってその実施には多大な困難を要する。中小企業者への猶予措置の更なる延長と、小規模事業者の適用除外等を含めた制度の見直しを要望する。

3. デジタル社会の形成に関する施策への要望

デジタル庁が設置されたことにより、国の情報システムや地方共通のデジタル基盤、データ利活用等に大いに期待するところである。「税」においても、国・地方の手続きの一元化及び簡素化を強く望むものである。

なかでも、関係整備法案（デジタル社会形成関係整備法案）においては、マイナンバーを活用した情報連携によって行政手続きの効率化のみならず、社会保障と税の一体改革、行政改革の推進、災害時における情報収集など、今後の施策について、更なる拡充を要望する。

また、税務手続きのデジタル化により、納税者の利便性を一層高めることで、官民のコスト削減、企業の生産性向上を実現すべく、中小企業への電子申告を更に拡大するとともに、電子納税の普及も図っていくべきである。

デジタル化を推進する反面、データ情報の流出、個人情報保護等への配慮には、同時並行的に検討すべきであることは言うまでもない。

4. 人口減少と少子高齢化社会での社会保障制度のあり方

令和22年には、老年人口の割合が約36%に高まる一方、生産年齢人口（15－64歳）は53%余り6,000万人（現在7,400万人）に低下する見通しである。さらに、令和4年から団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり始めていることから、社会保障給付費は令和7年度には令和3年度予算対比10兆円増加となる見込みである。

国民負担率のうちを占める社会保障負担率が4割に近い現状において、受益と負担の均衡が取れた社会保障制度の構築が急務である。

税の使いみちにおいても、重点的かつ効率的な改革を断行し、国民負担率50%を超えることのないよう強く要望する。

5. 行政改革と規制緩和の推進

遅れている規制緩和の実施と相俟って、公務員数の削減・公務員給与の見直し、国・地方議員定数の削減・報酬の引下げ等行政経費の切り詰めや組織の簡素化・合理化、更には民間活力の有効活用は、真っ先に取り組むべきである。

6. 地域主権確立のための道州制

自立した地方が、個性と創造性を発揮できる制度に改め、地域主権を確立する方向は、大きな流れとなりつつある。「道州制」は、地域主権の実施方法を具体化したもので、当会でも以前からその実現を提唱しており、早期の「道州制」採用を要望する。

また、地域主権の実現のポイントは、国・地方間の役割分担の明確化と、地方税の改革を含めた地方の財源確立である。地域主権にとって、税財源確保は権限を支える基盤である。納税者の負担軽減のため、申告納税及び徴税手続の簡素化・効率化を図ることから、地方税を国税の付加税として申告・徴税手続を一本化することを要望する。

7. 「公平・中立・簡素」な税制の実現

税は、国民に負担を求めるものである。それゆえに、税体系が公正であり、国民が納得できるものでなくてはならない。しかし、現行の税制は、「公平・中立・簡素」の基本原則とはまったく逆の方向になっている。税制の仕組みは簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするのが最も重要である。

租税特別措置の時限措置やご都合主義による相次ぐ延長、国税と地方税の仕組みの違いなど、複雑かつ煩雑でわかりにくいことが多い。活力のある経済を再生持続し、努力したものが報われる社会を目指すためにも、「公平・中立・簡素」の実現は、常に税制改正の原動力でなければならない。

実現に向けての早期の改善努力を要望する。

8. 租税教育の充実

将来の社会を担う子供たちに、税の意義や仕組み、財政の現状と今後及び財政に果たす税の役割などの租税教育を実施することは、納税意識の向上に大きな効果をもたらす。高等教育や社会人教育においても、適正な納税と同時に税の使われ方の監視は重要である。

危惧される納税モラルの低下を防止するためにも、租税教育を含め、税の大切さを理解してもらう活動や制度の充実を要望する。

第二 法人税

1. 法人税基本税率の引下げ

平成30年度税制改正において法人実効税率（法人税・法人住民税・法人事業税）が29.74%まで下がったが、世界的には日本はまだ高い水準にある。

国際競争力を高め、国内投資や雇用の創出・安定・拡大を図るため、引き続き法人実効税率の見直しを

図っていくことを要望する。

2. 中小企業に対する外形標準課税等の課税ベース拡大への配慮

先の税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直し等が行われた。大企業を中心としたこれらの施策は法人実効税率引下げの財源確保の観点から、ある程度やむを得ないところではある。

今後これらの課税ベースの拡大が中小企業に向けられた場合、中小企業にとって厳しい経営環境となることは明白である。法人実効税率引下げの財源確保は必要不可欠であるが、外形標準課税等の課税ベースを拡大する場合において、中小企業の負担が急増することのないように中小企業に対する特段の配慮を強く要望する。

3. 中小企業に対する軽減税率適用限度額の引上げ

中小企業は我が国の経済活動において、地域雇用の創出など重要な役割を担っている。

中小企業が持つ高度な技術力を我が国の重要な資源として位置づけ、中小企業を活性化する施策や経営体質強化を図るため、税制面における更なる支援の必要がある。そこで、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を、1,600万円に引き上げることを要望するとともに、現在15%の軽減税率を本則として恒久化することを強く要望する。

4. 同族会社の留保金課税の全面廃止

現在資本金1億円以下の法人は適用対象外となっている「同族会社の留保金課税」制度について、内部留保は将来の設備・人材投資に係る資金需要に備えるためのものであり、課税対象にすべきものではなく廃止することを強く要望する。

5. 減価償却制度の改善

近年の税制改正においては、一部改正がなされたところであるが、少額な減価償却資産については、10万円未満、20万円未満、30万円未満と適用区分毎に取扱いが異なり、少額減価償却資産の損金算入の上限を300万円未満とする制約も従前どおりである。

減価償却制度の更なる簡素化のために、取得価格50万円未満を少額減価償却資産として損金算入を認めること及び上限額300万円未満とする制約を撤廃することを強く要望する。

6. 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充

我が国の賃金水準は、長年にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国と比べ低迷している。コロナ後の新しい社会の開拓に向けて、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを提供していくためには、「人」への投資が重要となる。

大企業では、物価の上昇や人手不足解消のための賃金引上げが期待されており、積極的な雇用の拡大、賃金引上げを促進するためにも、税制面からの一層の支援を要望する。

一方、競争力の乏しい中小企業では、賃上げの原資の獲得も不透明な状態にあり、このままでは大企業との賃金格差が更に拡大し、雇用の拡大どころか人材の維持・確保にも支障を来す恐れがある。中小企業における賃金引上げについては、法人税だけでなく地方税を含めた税制面での特段の配慮を強く要望する。

7. 特別法人への課税の適正化

公益法人等については、公益性が高い法人が存在する反面、限りなく親睦団体、私的団体に近いもので多種多様である。したがって、特別法人への課税の優遇措置は、宗教法人、学校法人、医療法人など、法人活動の実態に応じて適用すべきものであって、一様に適用するものではない。

このようなことを考慮し、課税の公平性を担保するためにも、なお一層の適正化を図るよう要望する。

8. 役員給与の損金算入の拡充

役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員給与は本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう要望する。

9. 電子帳簿保存法に対する税制支援

令和4年度税制改正では、電子帳簿保存法について、制度の認知が十分に進んでいないこともあり、2年間の猶予措置が与えられ、要件緩和がなされた。しかしながら納税者の売上に直結しない作業やコストの負担は極めて重く、着実な移行のためには、周知徹底に加え、電子保存義務化の対象となる取引の見直し等による更なる要件の緩和や、中小企業の経理事務の実態を踏まえ業務のデジタル化に向けて税制面からも支援するような制度の創設を要望する。

10. 自然災害等に備えた税制の確立

近年地震や台風等による自然災害が多発しており、国内外の経済にも大きな影響を与えている。こうした大規模な災害が発生した場合、救援等の迅速な対応と、一日も早い復旧・復興が求められる。

また、今回の「コロナ禍」を踏まえ、地域の防災・防疫対策に民間資本を有効に活用する施策として、大企業・中小企業問わずすべての企業において、防災・防疫及び復興のための投資について、税制面からも速やかに支援するような制度の創設を要望する。

第三 所得税

1. 課税最低限の見直し

所得税は国の税収の中でも約30%を占める基幹税であり、納税は国民の義務であることと、「広く、薄く、公正な」税の公正性を保つ意味からも、安定的な税収の確保のためにも、諸外国の課税額の基準等を考慮し、課税最低限を引き下げる見直しが必要であると思われる。給与所得についてはパート・アルバイト・フリーター等の源泉課税を行うことにより課税最低限を見直すべきである。これによる現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

2. 上場株式等有価証券課税の見直し

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得」等については分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、分離課税の税率を引き上げ、将来的に総合課税

化するよう要望する。

3. 公的年金等課税制度の改善

社会保障・税一体改革が推し進められているなか、公的年金等控除額においては令和2年分より見直しされたが、十分とは言い難い。世代間での公正さを保つためにも、特に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は130万円を上限とするよう要望する。

4. 退職所得に関する課税制度の改善

確定拠出年金や確定給付型企业年金など退職所得の給付金は、一時金での受取り方と年金方式での受取り方があり、年金での受取り時には課税が発生する場合があるため、不利益が発生しない仕組みが求められる。また、退職一時金の現在の控除額の仕組みは働き方が多様化し転職などの増加に対して対応していない部分も指摘されている。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとすることを要望する。

5. 復興特別所得税

平成25年1月から始まった復興特別所得税は、25年間も続くものであり、あまりに長期にわたり恒久税化しつつある。さらには新たな付加税への影響により、課税期間を延長することは恒久税化を推し進めることになりかねない。配当金・預金利子等の事務処理上や、個人の確定申告時における煩雑さなどを考慮し、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを要望する。

6. 子育て支援・少子化対策

保育待機児童対策・保育施設の増加・保育園と幼稚園の一体化等の、実質的な子育て支援・少子化対策をより一層強力に進める必要がある。税制面では年少扶養親族の扶養控除及び特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の上乗せ部分を再開することを要望する。

また、「国民生活基礎調査」によると、「子供の貧困率」は17歳以下の子供の7人に1人が貧困状態にあるといわれている。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会となるよう、保育費用の補助、学校給食、医療費等の無料化、教育や生活等における経済的支援、さらに、奨学金を利用した一定所得以下の勤労者に対する返済に対し所得控除できる制度等の拡充を要望する。

7. 所得控除の簡素化

現状の控除金額は維持したうえで、より簡素な控除制度にすることを要望する。

8. 自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

近年地震・台風等自然災害が各地で発生していることを考慮し、“自分の身は自分で守る”防災の基本の通り、災害損失に対する損害控除に加え、自然災害への対策を講じた場合の税制上の控除、耐震工事等の予防措置等の税制上の控除を認めるよう要望する。

第四 相続税・贈与税

1. 相続税の課税強化の見直し

平成27年から、相続税の基礎控除額5,000万円が3,000万円に、法定相続人一人あたり1,000万円も600万円とそれぞれ引き下げられた。これは、従来の基礎控除額の拡充を要望してきたことに逆行するもので大いに遺憾である。中小企業の安定的な存続と成長にとって重要な事業承継を円滑に進めるためにも、早急に従前の水準に引き上げることを要望する。

2. 事業承継税制の抜本的な見直し

欧米諸国が採用している制度は、社会的な要請から成長維持、雇用確保の視点で一貫していて、事業承継を重視しているために、税制も日本よりはるかに優遇している国が多い。

平成30年度改正において、10年間に限ってはあなが、①「入口の要件の緩和」②「承継後の負担の軽減」③「承継パターンの拡大」等の大幅な改正を盛り込んだ新制度が創設された。これらの改正のうち、特に①「入口の要件の緩和」と③「承継パターンの拡大」は、当会が長年要望してきた事項であり、その導入は大いに評価するものである。

しかしながら、この改正も10年に限った措置であり、この制度と現行制度との選択適用であることや、この特例を受けるためには「後継者・経営見通し等に関する承継計画」を作成して都道府県に提出する必要があることなど、抜本的な改正とは言い難いものがある。

このように、現在の納税猶予制度は、事業承継税制としてはまだ中途半端であり、非上場株式等に係る納税猶予だけでは不十分である。

したがって、事業承継税制の抜本的な見直しが実行されるまでの間は、制度の対象となる中小企業の実情に合わせて、以下の見直しを早急に図ることを要望する。

(1) 5年経過後の納税猶予額を全額免除

現在の制度の利用率の低さの大きな原因は、猶予を免除する期間が後継者の死亡等までとする、期限の不確定な猶予制度自体にあると思われる。

平成27年度の適用要件の緩和に続き、今回の改正においても、免除の有期限化が見送られたことは大いに遺憾である。

5年経過後における納税猶予額の全額免除を要望する。

(2) 事業に供する個人資産の事業承継税制対象化

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超えているといわれている。個人資産と経営が一体である中小企業では、個人資産を会社の土地や建物に供し、さらに事業資金借入のために担保提供している場合も多い。

法人経営のために供している個人資産は事業用資産に準ずるものとして扱い、事業承継税制の対象とすることを要望する。

(3) 特例制度の要件緩和と恒久化

先にも述べたとおり、平成30年度改正において創設された特例制度は、10年に限った措置であり、「後継者・経営見通し等に関する承継計画」を作成して都道府県に提出する必要がある。

この特例制度も創設から6年目を迎え、「特例承継計画」の提出期限も令和4年度税制改正において令和5年3月末から令和6年3月末までに延長はされてはいるが、提出期限が迫っていることに変わりはなく、この事前承認手続きの廃止又は緩和と、特例制度の恒久化を要望する。

3. 事業承継税制の法制化

前項でも述べたとおり、我が国の税制面における事業承継は極めて限定的なものである。中小企業が地域社会で果たしている役割を評価するならば、事業承継税制は中小企業支援・事業継続の観点からの相続税軽減制度であることを明確にする必要がある。

また、現行の相続税制では、民法の均分相続や遺留分などの制度が後継者以外の相続人の権利を保護しており、自社株式や事業用資産を後継者に集中させることを困難にしているため、円滑な事業承継を阻む要因となっている。

欧米諸国では相続税制の体系は多様であっても、事業承継を相続税に優先させるという考え方はいずれも共通しており、特例や優遇措置が整備されている。我が国でも、これらの点を踏まえ、事業に供している個人資産を含めた事業用資産全体を対象とした軽減措置や事業継続部分の相続税の税率の減免といった、相続税とは独立した欧米並みの事業承継税制の法制化は急務である。

令和4年度税制改正大綱では、前項の「事業承継税制特例制度」は、事業承継を集中的に進めるための時限措置とし、「令和9年12月末となっている適用期限については今後とも延長は行わない」と謳っている。しかし、各企業において事業承継のサイクルは一定ではなく、将来に亘っても中小企業が日本経済の基盤の一つであるとする、事業承継税制は恒久的なものでなくてはならない。今回の「事業承継税制特例制度」の適用期限終了までに、事業用資産と一般資産とを切り離れた本格的な事業承継税制を法制化することを強く要望する。

4. 贈与額の相続財産額に対する累積期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっていて、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。

これが、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以後の贈与については段階的にではあるが、7年に延長されることとなった。

事業承継においては、経営者は明確な意思のもとに計画性を持ってそれを行っていくものである。被相続人の意思や後継者に対する思いを軽視することになりかねないこの制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

5. 相続時精算課税制度の充実

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、令和6年1月1日以降は、相続時精算課税制度において年110万円まで贈与税も相続税もかからず、贈与税の申告も不要となることとなった。

この改正は、事業承継において相続時精算課税制度を利用するメリットとなり、大いに評価するものである。相続時精算課税制度によって、現役世代に早期に資産を移転し、円滑に事業承継を行うためにも、2,500万円の非課税枠と110万円の基礎控除の増額を強く要望する。

第五 間接税

1. 消費税

(1) インボイス制度への対応

令和5年10月にインボイス制度がスタートするが、今なお企業側からすれば制度導入に伴う

様々な懸案事項を抱えており、インボイス制度の周知が加速しているとは到底思えない。相談指導体制の強化、事務的な負担増等の軽減措置を更に検討するなど、これら企業に過度な負荷を与えぬよう、また免税事業者が取引から排除されるおそれがあることから運用開始に向け引き続き小規模事業者へも配慮したきめ細やかな対応を強く要望する。

(2) 軽減税率制度の適用拡大

「酒類・外食を除く飲食料品と新聞購読料」に対してだけ軽減税率が適用されているが、円安の進展や原材料・エネルギー価格の急激な高騰により、家計はもとより、企業においても、これまで経験したことがない大きなコスト負担が生じている。電力の供給力不足と燃料費の価格高騰が続けば生活防衛のために個人消費の減退が加速するのみならず、深刻な影響を与えかねない。今日危機的な状況の解消に寄与するよう、水道・電気・ガス料金に係る消費税についても速やかに税率の引下げを強く要望する。

(3) 滞納残高への対応

消費税の令和2年度の滞納残高は、3,245億円と、前年度より増加し、国税滞納残高全体の約39.1%を占め、他の税目と比較しても、毎年相変わらず割合は高い状態で推移している。滞納は、国の財政悪化に繋がるばかりか、消費税への国民の信頼を傷つけるおそれがあるため、直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システム導入の推進など、実効性のある滞納発生の未然防止及び滞納整理の促進策を講じるよう強く要望する。

2. 印紙税

電子商取引の普及によりペーパーレス化が著しく進展するなか、紙を媒体とした文書のみ課税する印紙税は合理性が失われている。課税の公平性の観点から、直ちに廃止するよう要望する。

3. 二重課税の緩和

ガソリン税、酒税、たばこ税等に消費税を課すことは、納税負担者が異なるものの、課税対象に課した税金に対して更に税金を課している実態は、Tax on Taxであり、特定の物品等への消費税の課税は経済の中立性を損なうこととなり、また消費税率が10%へ引き上げられたことにより二重課税の問題が更に拡大していることから、早急に廃止することを要望する。

第六 地方税

1. 国・地方の申告・徴税手続一本化と国・地方間の税の適正化

国と地方の税における申告・徴税手続は、それぞれ別々に行われており、徴税業務に係る事務コスト及び納税者の事務負担が大きなものとなっている。地方税を国税の付加税として国税及び地方税の申告・徴税手続を一本化することにより一連の業務の簡素化・効率化を図り、相互に負担の少ない申告納税方法に改善することを要望する。

また、税源偏在・財政力格差の是正に向けて、国・地方がそれぞれの担う役割を果たし、国・地方間の税財源の配分が適正に実施することを要望する。

2. 固定資産税の軽減

(1) 収益還元価格等での課税

地価は令和3年において6年ぶりに全国的に前年を下回ったものが、令和4年においては再び上昇に転じているが、こうしたなかで固定資産税については負担感が強く、評価方法を現状に即した収益還元価格等で評価する制度に改め、かつ税率の引下げを要望する。

(2) 家屋の評価額の見直し

家屋の評価額は、再建築価格方式によって行われているが、家屋は年々老朽化し、価値が下がるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価方法に改めることを要望する。

(3) 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず、固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

3. 都市計画税の廃止

都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充てるため、指定された都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地、家屋についてその所有者に課する目的税である。しかし、納税義務者に利益を恒常的にもたらすものではなく、課税区域内に一律恒久的に課税され、固定資産税と一体化して普通税のようになっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止するよう要望する。また、廃止するまでの間、課税区域内での都市計画の完了に応じて税額が減額されるような制度に改めることを要望する。

4. 事業所税の廃止

事業所税は、対象指定都市における事業所の床面積と従業員への支払給与総額という外形標準によっているが、床面積比例部分は固定資産税との二重課税的な性格が強くなっており、また、目的税と言いながら、対象指定都市においてその恩恵が不明確であるため、即刻廃止を要望する。

5. 償却資産に関わる固定資産税の廃止

諸外国において建物勘定以外の償却資産に対する課税は、ほとんど例がない。国際競争力の条件改善の観点から、償却資産への課税は廃止するよう要望する。

また、償却資産への課税は、建物勘定以外の減価償却資産の帳簿価額を対象としているが、償却方法等が異なるため法人の帳簿価額とは別のものとなっている。償却資産への課税を廃止するまでの間、これを法人税法に基づく帳簿価額を課税対象額とし、かつ申告対象期間・申告期限も法人税のそれと同一とすることを要望する。

6. 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴税技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし、廃止を要望する。

7. 法定外目的税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとは言い難く、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならない。よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

8. 電子申告納税制度の利便性の充実

電子申告納税制度は、導入後、国税においては利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実に要望する。また国税の e-Tax と地方税の eLTAx の統合や、法人を識別する番号を法人番号へ一本化するなど、ロードマップを作成し、計画的に電子申告納税制度の拡充が図られることを要望する。

第七 道州制

地方自治体はいずれも厳しい財政状態にあり、これを健全化するには国と地方の役割分担を見直し、国・都道府県・市町村の関係を再構築することが不可欠である。税制を通じて住民自治を確立し地域主権改革を推進するため、今後の国・地方の税財政改革においては、全国を8～10に分けた道州制を採用し、都道府県を廃止して徴税の中心を州とする。そしてさらに、徴収された税の一部を国庫負担金、他の一部を市町村交付金とすれば大幅な歳出の削減となるため、道州制に移行することを強く要望する。

第八 環境税

令和6年度から森林整備や森林保護の財源として導入される森林環境税だが、既に独自に導入している40近い自治体にとっては、地方税にも同じく森林保全に関する独自課税があり、二重課税を懸念すべきものである。また、既に導入されている森林環境譲与税は、整合性と使いみちや目的が明確でない。地方自治体への配分基準などの仕組みも含め、適正な運用を強く要望する。

第九 マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

マイナンバー制度は、金融資産性所得の把握、諸給付制度、戸別所得の把握のほか、今後増大する年金を含めた社会保障制度の一括管理、電子納税制度の推進、確定申告の電子化等、税務行政の効率化が図られるなど、全国民が公平・公正な課税・社会保障の給付が行われることが期待される。

現在、マイナンバーの利用拡大についていろいろな分野で検討されているが、医療・介護等分野をはじめ、国民皆に利便性をもたらす分野については、早期に実施することを要望する。

マイナンバーカードの交付は、政府のマイナポイント事業により一定の効果が表れているが、交付率増加のため更なる施策を期待する。カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため、次の事項を要

望する。

- (1) 現時点でのカードを利用した場合の利便性について公共メディア等を利用し広く周知すること。
- (2) 本人確認書類として地方自治体、金融機関等に利用できる範囲を拡大すること。
- (3) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一し、加えて有効期限を延長すること。
- (4) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
- (5) 税務申告をはじめ、カードを利用した場合になんらかのインセンティブを与えること。
- (6) 交付手続きを簡素化すること。
- (7) マイナンバーカードの普及・利用により行政効率化を推進し、その状況を周知すること。

第十 一般税制（個別的事項）

1. 法人税

- (1) 寄附金について、企業にとって事業活動における利益確保が優先されるのは言うまでもないが、地球環境の保護への取り組み等、社会貢献活動への参画も求められている。そうした社会貢献の一端である寄附金について、次のとおり対処すること。
 - 1) 寄附金の損金算入限度額計算における所得基準額と資本基準額の合計に掛ける係数を1/4から1/2に戻すこと。その後、更に見直すこと。
 - 2) 3万円以下の寄附金は全額損金として認めること。
- (2) 受取配当金については、現行の配当控除制度によりある程度の二重課税の調整が行われているが、いまだ十分とはいえない。企業に対する投資をより魅力的なものにするためにも、受取配当金に対する二重課税の排除を、速やかに実現することを要望する。
- (3) 交際費は企業活動にとって必要な経費であり、本来課税すべきではない。今後の改善の方向としては、次のとおり対処すること。
 - 1) 定額控除を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。
 - 2) 社会通念上妥当と認められる3万円以下の慶弔費及び災害見舞金等は、交際費から除外すること。
 - 3) 連結納税の導入により、交際費の損金不算入額については、親会社の資本金額をもとに、連結グループを一体として計算するようになっているが、親会社の資本金の額にかかわらず、グループ内法人ごとの個別の計算にすること。
- (4) 資本的支出と修繕費の形式区分基準の修繕費としての認容の範囲を、個々の資産の取得価格50%（現行10%）相当額に引き上げるとともに、当該金額を300万円（現行60万円）未満に引き上げて損金処理を認めること。
- (5) 電算機のソフトウェアの取得又は更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。ま

た、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。

- (6) 既に資産価値のない電話加入権については、その償却を認めること。
- (7) 借地権にかかわる相当の地代の認定基準を年6%から2%以下に引き下げること。
- (8) インボイス制度の導入による税務申告事務の増加が懸念されることを踏まえ、会社法に合わせて、法人税の申告納付期限を事業年度終了後3か月以内とすること。
- (9) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。
- (10) 青色申告法人の欠損金の繰戻し期間については、前1年を前3年にわたり認めること。
- (11) 法人地方税における事業税外形標準課税の付加価値割として、給与総額を課税対象とし、なおかつ税率を上げることは、企業の人件費削減傾向（業務の外部委託）を招くおそれがあるため、速やかなる改善を求める。

2. 所得税

- (1) 非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%、（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。
- (2) 長期譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費については、譲渡額の5%を20%に引き上げるべきである。さらに、すべての長期譲渡所得に100万円の特別控除（平成16年廃止）を復活すること。
- (3) 長期譲渡所得に該当する土地・建物等を、相続や遺贈あるいは贈与により取得したのちに譲渡した場合は、譲渡時期にかかわらず、譲渡した財産に対応する相続税額あるいは贈与税額を恒久的に取得費に加算できるようにすること。
- (4) 低未利用地の譲渡にかかる特例措置として、譲渡所得から100万円を控除する制度が3年間延長され、令和7年12月31日までとなり、譲渡対価要件が、500万円以下から800万円以下に引き上げられたことは評価するところであるが、都市計画区域内という制約があるため、更に1,500万円以下まで引き上げることを要望する。
- (5) 現状、居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められていない。土地建物の流動化を促進させ、地域社会の活性化を図るために、損益通算を復活させること。
- (6) 医療費の患者負担割合の引上げによる負担の軽減のため、医療費控除最高限度額を300万円

(現行200万円)に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。

- (7) 源泉所得税の納付期限について、現状の翌月10日までの期限を翌月15日までにすること。
- (8) 確定申告をする配当所得の“少額配当”の定義を改めて、少額配当額は1銘柄につき年20万円(現行10万円)以下に、6か月決算のときは10万円(現行5万円)以下に、それぞれ引き上げること。
- (9) 通勤手当の非課税限度額について、交通機関を利用した場合に比べ、マイカー・自転車通勤者の限度額が低い。交通機関を利用した通勤が困難で、自動車の利用が合理的な地域もあるため、通勤距離による限度額だけでなく、交通機関利用相当の非課税限度額を認めるようにすること。
- (10) コロナ禍をきっかけに、在宅勤務等が働き方の一つとして実施されるなか、令和3年1月に在宅勤務にかかる通信費や電気料金について源泉所得税の課税基準が公表されたが、「業務使用部分」の取り扱いに対して簡便化すること。
- (11) 消費税のインボイス制度の導入により、個人の課税事業者が増加することが予測されることから所得税の申告期限を、個人事業者の消費税の申告期限に合わせ、その年の翌年3月31日までの期間とすること。

3. 相続税・贈与税

- (1) 相続財産に関する費用のうち、弁護士、税理士等の費用及び遺言執行費用については、相続財産から控除できるようにすること。
- (2) 相続税の未成年者控除(18歳に達するまで)及び障害者控除(85歳に達するまで)の年数に各々1年につき6万円の控除額が、平成25年度税制改正では10万円に引き上げられたが、この額ではまだ不十分であるので、60万円程度に引き上げること。また、特別障害者については、年20万円を一挙に100万円程度まで引き上げること。
- (3) 生命保険金は相続人にとって生活の維持のため、かつ相続税の納税資金として重要な資金源であることを思い、法定相続人一人あたり無条件に非課税額を500万円から1,000万円に引き上げること。また、同様の理由で、退職金・功労金についても非課税額を500万円から1,000万円に引き上げること。
- (4) 非上場株式の株主区分において、同族株主等の判定をする基準で、現行5%株式保有を10%まで拡大すること。
- (5) 準確定申告及び納税期限を4か月以内から6か月以内とし、相続税の申告と納税期限を10か月以内から12か月以内とすること。

- (6) 婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与の場合、配偶者控除として最高2,000万円が控除されるが、これを4,000万円とし、控除額に達しない残りの金額に対しては複数年にわたり適用できるものとする。
- (7) 平成26年度の税制改正で、「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（土地譲渡に係る相続税額の取得費加算）」の見直しが行われたが、取得費に加算できる範囲を従前に戻すこと。
- (8) 土地や建物を相続や遺贈で取得したのちに譲渡した場合、取得費に相続税額を加算できる要件の一つとして、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までに譲渡していることとされているが、これを、5年を経過する日までとすること。
- (9) 相続時精算課税制度において、土地または建物が災害により被害を受けた場合、贈与時の価額から災害によって被害を受けた額を控除できることとなったが、災害時のみならずリーマンショック時等の実体経済の後退による地価の下落も勘案し、相続時あるいは贈与時のいずれか評価額が低い方を選択適用できるようにすること。

4. 間接税

- (1) 揮発油税の暫定税率は、「当分の間税率」と名前を変え、ガソリン1リットルあたり53.8円の高い税率で維持されている。直ちに本則税率の水準（ガソリン1リットルあたり28.7円）まで引き下げる。「当分の間税率」は時限期間であった暫定税率とは違い、恒久化が強められる恐れがある。論理的な説明もなく追加負担を求めているものであり、即刻廃止すること。また、軽油引取税も本則に戻すよう強く要望する。
- (2) 印紙税は基本的に廃止すべきであり、廃止に至るまでの間、次の事項を要望する。
 - 1) 約束手形又は為替手形の印紙税は、非課税限度額を手形金額30万円（現行10万円）未満に引き上げること。
 - 2) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書又は配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。
 - 3) 売上代金以外の金銭の受取書又は有価証券及び一時的な預り書に関しては、非課税とすること。
 - 4) 消費貸借に関する契約書は、金額に関係なく一律200円とすること。
 - 5) 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4千円）とすること。
- (3) 法人の役員再選重任登記について、登録免許税を廃止すること。
- (4) 登記に関する登録免許税制を抜本的に見直し、登記制度の維持運営に必要な国費を限度とする登記手数料制への移行を行うこと。

5. 地方税

- (1) 住民税及び事業税等の地方税が国税の付加税となるまでの経過的措置として、法人の事業税及び

住民税についても欠損金の繰戻し還付制度を認め、また、延納制度を設けるとともに、法人税の申告手続きと一本化すること。

- (2) 非上場株式の配当について地方税は総合課税となっているため、1銘柄につき1回に支払いを受ける金額の多少にかかわらず申告しなければならず、上場株式と非上場株式の源泉徴収税率が異なるのは課税の公平原則をゆがめるので、国税と同一基準とすること。
- (3) 個人住民税については、10年程度かけ過年度分の調整措置を講じたうえ、現年度課税方式に移行すること。
- (4) 住民税の基礎控除額・配偶者控除額等を所得税額控除額と同一とし、より簡素にわかりやすく統一すること。
- (5) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して、基礎控除額を土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。
- (6) 償却資産への課税は廃止することを望む。それまでの措置として、法人の申告については、決算の申告時期に合わせて行えるようにすること。
- (7) 企業の規模により少額減価償却資産となる範囲が異なるが、事務処理の簡素化を図るため、取得価額50万円未満の減価償却資産は、償却資産への課税の対象から除くこと。
- (8) 不動産の流通促進のため、不動産取得税の減免規定の拡大若しくは税を廃止すること。
- (9) 減価償却資産取得について、法人税で認められている圧縮記帳をした場合には、不動産取得税においても、これを取得価額とすること。